

会 見 年 月 日	令和3年4月21日（木）
担 当 課	市民部環境課
問い合わせ先	電話番号：0791-43-6821 FAX 番号：0791-43-6892 (担当者名：丸尾・中濱)

赤穂市環境基本計画（令和2年度改定版）の策定について

1. 趣 旨

21世紀へのまちづくりの指針として平成12年度に策定した当基本計画について、市民・事業者・市など社会の構成員すべての自律と協働により、より環境への負荷が少なく、人と自然とが共生した持続可能な環境へと進化するものとして改定しました。

2. 内 容

(1) 計画期間

令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間

(2) 改定の方向性

環境基本計画は、普遍的に目指すべき方向性を示しており、これまでの主な考え方は維持しつつも、持続可能で循環型の社会の形成に向けて、顕在化している課題や重点的に取り組むべき課題に対する今後10年間の指針となるよう改定しました。

主な課題としては、パリ協定が採択されて以降に取り組まれ始めた脱炭素化をはじめ、気候変動影響への適応等が挙げられます。

また、計画の改定にあたっては、これまでの基本目標を維持しつつ、気候変動対策に関する目標を新たに設け、地球温暖化対策実行計画として位置付けることとしました。

赤穂市環境基本計画

令和 3(2021)年 3 月

The Basic Environment Plan

環境基本計画って何？

● 計画策定の趣旨

この計画は、地域環境のあり方を明示し、環境に配慮した新たな施策の展開を図るために、本市の自然的、社会的条件に応じた施策を体系化し、さまざまな施策手法を有機的に組み合わせるとともに、市民・事業者・市など社会の構成員すべての自律と協働により、より環境への負荷が少なく、人と自然とが共生した持続可能な環境へと進化(Evolution)するための 21 世紀のまちづくりの指針として策定するものです。

また、本市では、地球温暖化対策実行計画を作成し、取組を進めてきましたが、気候変動対策は環境施策の大きな柱であることから、本計画の気候変動対策を地球温暖化対策実行計画として位置づけます。

● どのような計画なのか？

1. どのような視点で考えているのか？

この計画の策定に当たっては、本市の環境基本条例の目的に則り、環境問題をめぐる社会情勢などから、① 総合性、② 持続可能な環境づくりー世代間の公平性の確保ー、③ すべての主体の自律・協働ー主体間の公平性の確保ー、④ 生物多様性の維持・向上ー生命間の公平性の確保ー、⑤ 地域内循環と地域間連携の推進ー地域間の公平性の確保ー、の5つの視点に基づき策定します。

2. 計画の期間は？

計画の期間は、令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度までとします。また、社会情勢の変化・計画の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを図ります。

3. 誰がどのような責任を負うのか？

- ① 市の役割 :この計画で掲げる目標の実現に向けて環境に配慮した施策の推進などを行います。
- ② 事業者の役割:事業活動は環境に対しさまざまな環境への負荷を与えているため、自主的な環境への負荷の低減などに取り組み、地域の環境づくりに積極的に参加します。
- ③ 市民の役割:エネルギーの消費・廃棄物の発生など自らの生活と環境との関わりについて認識を深め、環境に配慮したライフスタイルなどに努めます。

どのような環境をめざすのか？

● 赤穂市がめざす環境の都市イメージ

『環境進化都市・赤穂』

～自律した市民・事業者・市がともに環境づくりに取り組むまち～

この計画では、21 世紀の 100 年、市民・事業者・市など社会の構成員すべての自律と協働のもと、より環境への負荷が少なく、人と自然とが共生した持続可能な環境へと進化(Evolution)する都市を目指します。また、SDGs(持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals)の視点を取り入れ、施策を推進していきます。

基本目標と目標を達成するために取り組むこと

基本目標	目標を達成するために取り組むこと	
基本目標1 最適消費と健全な循環のまち -環境への負荷の低減-	1. 地域環境への負荷を減らす	(1) 大気環境への負荷を減らす (2) 水環境への負荷を減らす (3) 土壌を大切にする (4) 化学物質によるリスクを減らす (5) 廃棄物に関する循環を健全にする
	2. 広域的・地球的規模の環境への負荷を減らす	(1) 地球環境問題に対応する
基本目標2 脱炭素社会への探求と適応のまち -環境と成長の好循環-	1. 温室効果ガス排出量の削減をする	(1) 省エネルギー化の推進 (2) 再生可能エネルギー導入推進 (3) まち全体における温室効果ガス削減の推進
	2. 気候変動の影響への備えをする	(1) 地域への気候変動の影響を把握する (2) 気候変動の影響に関する情報発信を行う
基本目標3 自然と共生するまち -生物多様性の維持-	1. 自然の状況を把握する	(1) 自然状態を把握する (2) 情報を統合・活用する
	2. 生物生息環境を守り育てる	(1) 生物生息環境を保全・創出する (2) 水と緑の連続性を確保する (3) 自然とふれあえるまちを創出する (4) 生態系サービスを活用する
	3. 開発などと自然との共生	
基本目標4 うるおいとやすらぎのあるまち -多様で節度ある快適さの確保-	1. 四季を感じられる音・香りのまちをつくる	(1) 四季を感じられる音環境をつくる (2) 四季を感じられる香りの環境をつくる
	2. 緑豊かで水辺を活かしたまちをつくる	(1) 公園・緑地をより一層充実する (2) 緑化を進める (3) 水辺を活かす
	3. 歴史・文化を活かしたまちをつくる	(1) 歴史・文化資源を守り・活かす (2) 個性と魅力ある景観を形成する (3) 歩いて楽しいまちをつくる
	4. すべての人にやさしいまちをつくる	
基本目標5 環境への取組を通じた活力のあるまち -環境と産業との融合-	1. 環境を産業に活かす	(1) 歴史・文化の魅力を活かす (2) 自然の魅力を活かす
	2. 環境に貢献する産業を育成する	(1) 環境の維持に貢献する産業を育成する (2) 健全な循環に貢献する産業を育成する (3) その他環境対策に貢献する産業を育成する
	3. 環境と産業の融合を支える仕組みづくり	(1) 環境に配慮した事業活動を促進する (2) 環境変化に適応した事業活動を促進する (3) 新たな社会経済の仕組みをつくる
基本目標6 環境に配慮した人・社会のまち-みんなが環境に学び・ともに育む-	1. とともに環境のことを学ぶ	(1) みんなで情報を共有する (2) みんなで環境について学ぶ
	2. とともに環境づくりに取り組むための仕組みづくり	(1) 取組のきっかけを提供する (2) 自律と協働のための新たな仕組みをつくる

● 重点的に取り組むこと

本計画においては、計画全体を牽引(リード)するものとして、今後、特に重点的に取り組んでいくことが望まれるテーマ別の施策群を推進します。

- 1 清流千種川のために-上流域との広域連携-
- 2 企業との協創の関係づくり-澄んだ空・美しい夕日-
- 3 ぶらり赤穂のまち-歩いて・自転車で楽しいまちづくり-
- 4 足下からの地球温暖化対策-協働のライフスタイル-
- 5 赤穂ゼロエミッション-最少負荷のまちへ-

● 計画を進めるために

1. 計画の推進体制

赤穂環境保全協議会や赤穂市環境パートナーシップ事業所登録制度審査会と密に連携を図り、環境審議会で審議を行うなど、これまでの経緯を踏まえ、市民・事業者・市が協働し、各種の取組を展開していきます。

2. 計画の進行管理

毎年発行する環境報告書「赤穂の環境」において、「赤穂市環境基本計画」の進捗状況や施策・事業の実施状況を市民に公表し、PDCA サイクルにより、進行管理を行います。